

国際日本文化研究センター電子情報システム利用規則

〔平成4年1月1日制定〕
最終改正令和2（2020）年7月16日

（趣旨）

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の電子情報システム（以下「システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 国際日本文化研究センター公開データベース利用規則（平成5年10月21日制定）に基づきセンターが公開するデータベースの利用については、この規則を適用しない。

（利用の原則）

第2条 システムの利用は、センターの事業目的の範囲内に限るものとする。

（利用者の資格）

第3条 システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）職員（客員教員を含む。）
- （2）運営会議委員
- （3）名誉教授
- （4）共同研究員
- （5）総合研究大学院大学文化科学研究科国際日本研究専攻の大学院学生
- （6）人間文化研究機構特別共同利用研究員規程（平成16年11月15日制定）に基づき受け入れた特別共同利用研究員
- （7）人間文化研究機構外来研究員規程（平成16年11月15日制定）に基づき受け入れた外来研究員
- （8）前各号のほか、特にセンター情報管理施設長（以下「施設長」という。）が適当と認めた者。

（利用の申請）

第4条 利用者は、電子情報システム利用申請書（以下「申請書」という。）を施設長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請書の記載事項及び様式は別に定める。

（利用の承認）

第5条 施設長は、前条の申請を受理し適当と認めた場合には、電子情報システム利用承認書（以下「利用承認書」という。）を交付し利用者登録番号（以下「ユーザーID」という。）を与えるものとする。

2 利用承認書の記載事項及び様式は別に定める。

3 前項のユーザーIDの有効期間は1年以内とし、原則としてその年度を超えないものとする。

(ユーザーIDの管理)

第6条 ユーザーIDの管理は、利用者自身が責任を持って行い、他人にユーザーIDを使用させ、又は他人のユーザーIDを使用してはならない。

(利用者のデータ管理)

第7条 利用者が作成及び使用する記録媒体の管理並びに個人用に割り当てられたファイルの管理は、利用者自身が行うものとする。

(利用時間)

第8条 利用者は、別に定める運用時間内でシステムを利用するものとする。

(届出)

第9条 利用者は、申請書に記載した事項について変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

(報告)

第10条 施設長は、利用者に対し、システムの利用にかかる研究等が終了し、又はユーザーIDの有効期間が経過したときは、その利用状況等の報告を求めることができる。

(成果等の公表)

第11条 利用者は、システムを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターのシステムを利用した旨を明記するとともに、施設長にその抜刷等を2部提出するものとする。

(利用資格の取消し等)

第12条 施設長は、利用者がこの規則に従わない場合及び承認された目的以外にシステムを利用した場合には、その利用承認の取消し、又はその利用の停止を行うことができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、システムの利用に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年7月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和2（2020）年7月16日から施行する